

木更津市環境保全条例

特定施設 規制基準及び区域の区分

(1) 騒音

時間区分	昼間	朝・夕	夜間
区域区分	午前8時から 午後7時まで	午前6時から午前8時 まで及び午後7時から 午後10時まで	午後10時から 翌朝の午前6時まで
第一種低層住居専用 地域、第二種低層住 居専用地域、第一種 中高層住居専用地域 及び第二種中高層住 居専用地域	50デシベル以下	45デシベル以下	40デシベル以下
第一種住居地域、第 二種住居地域及び準 住居地域	55デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下
近隣商業地域、商業 地域及び準工業地域	65デシベル以下	60デシベル以下	50デシベル以下
工業地域及び工業専 用地域	70デシベル以下	65デシベル以下	60デシベル以下
その他の地域	60デシベル以下	55デシベル以下	50デシベル以下

(2) 振動

時間区分	昼間 (午前8時から 午後7時まで)	夜間 (午後7時から 翌日の午前8時まで)
区域区分		
第一種低層住居専用 地域、第二種低層住居 専用地域、第一種中高 層住居専用地域、第 二種中高層住居専用 地域、第一種住居地 域、第二種住居地域 及び準住居地域	60デシベル	55デシベル
近隣商業地域、商業 地域、準工業地域及び 工業地域	65デシベル	60デシベル
その他の地域 (ただし工業専用地域 を除く。)	60デシベル	55デシベル